

事 務 連 絡

2021年10月27日

関 係 各 位

一般社団法人室苔植物検疫協会

## 台湾における残留農薬基準値（クロルピリホス）の削除について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。毎度格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、一般社団法人全国植物検疫協会を通じ、農林水産省農産局園芸作物課より情報を得ましたので、下記にてお知らせ致します。

敬具

### 記

台湾では、2019年にクロルピリホスの適用作物から摂取量が比較的多い一部の品目を除外し、農薬としての使用を禁止しました。同国では対象品目の残留農薬基準値の削除（※）を2回に分けて実施することとされており、第一段として、本年8月18日（8月20日施行）に玉ねぎやかんしょ等の品目、第二段として、来年にりんご、なし（西洋なしを含む）、もも、かんきつ類等の基準値削除を行う予定とされています。

台湾向けに青果物を輸出している事業者におかれては、上記品目を輸出する際は、予めクロルピリホスの使用や残留の有無を確認いただくなどの対応をお願いいたします。

（※）台湾の残留農薬基準値はポジティブリスト制度を採用しており、基準値の設定がない農薬は「不検出」の扱いとなります。

以上